

番 号	16請願第16号 (即 決)
受理年月日	平成16年9月6日
件 名	「教育基本法の理念を生かすことを求める」国への意見書採択を求めることについて
提 出 者	新日本婦人の会三鷹支部 支部長 栗原 寿子
紹介議員	大城 美幸、杉本 英騎
要 旨	
<p>日ごろから大変お世話になっております。新日本婦人の会は、女性の要求実現や子どもの幸せのために全国で運動している女性団体です。</p> <p>私たち母親は、「子どもたちが生き生きと学べる学校を」、「子どもたちの一人ひとりの可能性が豊かに伸びる社会を」と願っています。しかし今、相次ぐ痛ましい事件、依然として多い不登校・登校拒否、いじめや「学級崩壊」など、子どもと教育をめぐる不安は尽きません。</p> <p>子どもたちの苦しみの大きな要因は、国連・子どもの権利委員会が「極度に競争的な日本の教育制度が子供たちに発達のゆがみを起こしている」(2004年)と勧告したように、政府が長い間進めてきた、受験中心の詰め込み・競争教育や管理教育にあります。</p> <p>多くの人々がこうした問題の解決を願っているときに、「与党教育基本法改正に関する協議会」が中間報告を議論し、「愛国心」を盛り込むこととしています。同時に、自民党と民主党の国会議員でつくる「教育基本法改正促進委員会」は、前文にある「日本国憲法の精神に則り」など憲法との関係を示す文言を削除するなど、現行の教育基本法を全面的に書きかえた「新教育基本法大綱」を決め、与党の協議会との調整を図っていく意向を示しています。いま、「戦争状態」にあるイラクに自衛隊の派兵が強行され、今度は多国籍軍に自衛隊が参加するといわれていますが、これは戦争放棄を定めた憲法に明確に違反する重大な事態です。教育基本法の改悪が、有事法制成立や憲法改悪の動きと一体となって、再び戦争をする「国づくり」、「人づくり」への道に再び逆戻りさせるためではないかと、深い危惧を抱いております。</p>	

また、教育の目標に「新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい日本人」の育成と掲げ、政府・財界の要請にこたえる人づくりを進めようとしています。そのために、ごく一部のエリートだけを育てる「教育振興基本計画」を教育基本法に盛り込もうとしています。これは国家が教育に介入することを禁じた教育基本法を真向から否定するものです。

私たちは、平和で民主的な日本をつくることを定めた憲法と、その理想を実現するために教育の目的などを定めた教育基本法の理念や子どもの権利条約の精神を、学校教育や社会に生かすことを切に希望します。

政府は、「最終答申」に基づいた教育基本法「改正」法案を2005年の通常国会にも提出しようとしています。つきましては貴議会で「教育基本法を変えるのではなく、教育基本法の理念を生かすことを求める」意見書を採択していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。